

質問第二号

原子力空母「エンタープライズ」の佐世保寄港に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和五十八年二月一日

秦

豊

参議院議長 徳永正利殿

原子力空母「エンタープライズ」の佐世保寄港に関する質問主意書

来る三月二十一日から米原子力空母「エンタープライズ」が佐世保に寄港することになっているが、十五年ぶりの寄港が意味するところと今後につながる影響はすこぶる大きいと言わねばならない。よつて数点にわたり質問する。

一 今回の寄港は単なる「乗組員の休養と補給である」と言い切れるのか。

二 「エンタープライズ」の佐世保寄港は今回限りの措置であるのか。それとも今後常時寄港するための布石なのか。

三 反復寄港について政府としては既に了解を与えているのか。仮に了解を与えているとすればどのような理由に基づいているのか。

四 これ迄の横須賀に加えて佐世保を活用しようとする米国側の方針は、究極するところは「補

給基地佐世保」から「前方拠点基地佐世保」への明らかな転換ではないのか。

五 三に関連して反復寄港についての了解を与えていない場合、米国側が「エンタープライズ」の反復寄港を求めて来た時にはどう対応するのか。

六 米国側が「エンタープライズ」の横須賀寄港を要請して来た場合はどうするのか。
右質問する。